



親族 / 相続 学習のポイント

木山泰嗣

1 親族・相続について

民法の条文は1044条まであり、内容で分けると、①総則、②物権、③担保物権、④債権総論、⑤債権各論、⑥親族・相続と、たくさんの分野^{パート}があります。そのなかで最後に置き忘れられがちなのが、親族・相続です。制定の由来をみても、親族・相続のパートだけは戦後につくられた（全面改正された）法律で、平成16年に現代語化された以外は基本的に明治時代の民法典によっている他のパートとは一線を画しています。結婚、離婚、相続などイメージしやすいものが多く、規定内容も身近に感じられる分野です。そのため、あまり勉強しないという人が多い分野でもあります。

しかし、司法試験を目指す方であれば、法曹になってから親族・相続の使用頻度はぐんと高まります。知らないかとともに法律家としての仕事ができないことになりかねない分野です。多くの資格試験においても、必ず数問は出題されています。

判例や論点を学ぶ必要はありますが、戦後に作られた条文で整理されているため、条文をきちんと読むことが知識を得る近道です。

2 親族について

親族のパートは、親族の意義に始まり、①婚姻（結婚のこと）、②離婚、③親子、④養子、⑤後見・保佐・補助、⑥扶養と、なじみのある事項が多く規定されています。

他のパートが抽象的な規定で、判例や論点の勉強をしないとすぐには理解できない条文が多いのに対し、親族の規定は、具体的でわかりやすい内容です。知識とし

で覚えるべき条文が多い分野ともいえます。

身近な問題を扱った分野である親族のパートですが、婚姻、離婚、養子などは、成立するための要件が規定されています。法律を学ぶ者としては、法的にはどのような要件が必要とされているのか、また要件を満たすと、どのような効果が発生するのかといった視点で勉強することが、やはり重要です。

3 相続について

相続のパートも、親族と同様に、なじみのあるものが多いでしょう。人が亡くなった場面を考えれば、常にそこには相続の問題が発生します。このことを考えるだけでも、相続は、法律を勉強する人にとどまらず、だれもが知っておくべき分野だといえます。

とはいえ、相続を法律として学ぶには、これまで学んだ総則・物権・債権の知識を総動員して考える必要があります。なぜかという、相続は「包括承継」といって、原則として、亡くなった人(相続される人という意味で「被相続人」といいます)の全財産を相続人に承継させるものだからです。

相続人が複数いれば全員の共有財産になり「共有」の知識(物権)が必要になります。債権や債務も相続の対象になるため、債権の知識が必要になります。他にも遺言や遺留分など相続パート固有の概念も多数登場します。しっかりと条文を読むことが求められるパートです。



条 文 目 次

Track <Disc1/朗読:片桐千晶> 頁数

第3編 債権

23

第1章 総則 (債権総論)

第1節 債権の目的

- ① 第399条 (債権の目的)
- ② 第400条 (特定物の引渡しの場合の注意義務)
- ③ 第401条 (種類債権)
- ④ 第402条 (金銭債権)————— 24
- ⑤ 第403条
第404条 (法定利率)
- ⑥ 第405条 (利息の元本への組入れ)
- ⑦ 第406条 (選択債権における選択権の帰属)
- ⑧ 第407条 (選択権の行使)
第408条 (選択権の移転)————— 25
- 第409条 (第三者の選択権)
- ⑨ 第410条 (不能による選択債権の特定)
- ⑩ 第411条 (選択の効力)

第2節 債権の効力

第1款 債務不履行の責任等

- ⑪ 第412条 (履行期と履行遅滞)
- ⑫ 第413条 (受領遅滞)————— 26
- ⑬ 第414条 (履行の強制)
- ⑭ 第415条 (債務不履行による損害賠償)
- ⑮ 第416条 (損害賠償の範囲)
- ⑯ 第417条 (損害賠償の方法)————— 27
- ⑰ 第418条 (過失相殺)
第419条 (金銭債務の特則)
第420条 (賠償額の予定)
- ⑱ 第421条
- ⑲ 第422条 (損害賠償による代位)————— 28

第2款 債権者代位権及び詐害行為 取消権

- ⑳ 第423条 (債権者代位権)
- 第424条 (詐害行為取消権)
- ㉑ 第425条 (詐害行為の取消しの効果)
- ㉒ 第426条 (詐害行為取消権の期間の制限)

第3節 多数当事者の債権及び 債務

29

第1款 総則

- ㉓ 第427条 (分割債権及び分割債務)

第2款 不可分債権及び不可分債務

- ㉔ 第428条 (不可分債権)
- ㉕ 第429条 (不可分債権の1人について生じた事由等の効力)
- ㉖ 第430条 (不可分債務)
- ㉗ 第431条 (可分債権又は可分債務への変更)—— 30

第3款 連帯債務

- ㉘ 第432条 (履行の請求)
- 第433条 (連帯債務者の1人についての法律行為の無効等)
- 第434条 (連帯債務者の1人に対する履行の請求)
- 第435条 (連帯債務者の1人との間の更改)
- 第436条 (連帯債務者の1人による相殺等)
- 第437条 (連帯債務者の1人に対する免除)
- 第438条 (連帯債務者の1人との間の混同)—— 31
- 第439条 (連帯債務者の1人についての時効の完成)
- 第440条 (相対的効力の原則)
- ㉙ 第441条 (連帯債務者についての破産手続の開始)
- ㉚ 第442条 (連帯債務者間の求償権)
- ㉛ 第443条 (通知を怠った連帯債務者の求償の制限)
- ㉜ 第444条 (償還する資力のない者の負担部分の分担)—— 32
- ㉝ 第445条 (連帯の免除と弁済する資力のない者の負担部分の分担)

第4款 保証債務

第1目 総則

- ㉞ 第446条 (保証人の責任等)

第4編 親族

第1章 総則

< Disc1 / 朗読：中島静佳 >

親族の範囲	1 B C	第725条 次に掲げる者は、親族とする。 一 6親等内の血族 二 配偶者 三 3親等内の姻族
	2 B C E	第726条 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。 ② 傍系親族の親等を定めるには、その1人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の1人に下るまでの世代数による。
	3 B C D	第727条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同一の親族関係を生ずる。

※ランク欄の四角囲み数字はCDのトラックナンバーです。

※A～Eのランクと資格試験の対応については10頁参照。

第3章 親子

第1節 実子

<p>嫡出の推定</p> <p>34</p> <p>B C D</p>	<p>第772条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。</p> <p>② 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。</p>
<p>父を定めることを目的とする訴え</p> <p>35</p> <p>C</p>	<p>第773条 第733条第1項〔再婚禁止期間〕の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前条〔嫡出の推定〕の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。</p>
<p>嫡出の否認</p> <p>36</p> <p>B C</p>	<p>第774条 第772条〔嫡出の推定〕の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。</p>
<p>嫡出否認の訴え</p> <p>37</p> <p>B C D</p>	<p>第775条 前条〔嫡出の否認〕の規定による否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。</p>
<p>嫡出の承認</p> <p>38</p> <p>B D</p>	<p>第776条 夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。</p>

嫡出否認の訴えの出訴期間	39 B C D	第777条 嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない。
	40 B D	第778条 夫が成年被後見人であるときは、前条の期間〔嫡出の否認の訴えの出訴期間〕は、後見開始の審判の取消しがあった後夫が子の出生を知った時から起算する。
認知	41 B C D	第779条 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。
認知能力	B C D	第780条 認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときであっても、その法定代理人の同意を要しない。
認知の方式	B D C	第781条 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってする。 ② 認知は、遺言によっても、することができる。
成年の子の認知	B C D	第782条 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。
胎児又は死亡した子の認知	B C D C	第783条 父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。 ② 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。
認知の効力	B C D	第784条 認知は、出生の時にさかのぼってその効力を生ずる。 <例外 ただし、第三者が既に取得した権利を害することはできない。>

第5編 相続

第1章 総則

相続開始の原因	45 BCE	第 882 条 相続は、死亡によって開始する。
相続開始の場所	46 —	第 883 条 相続は、被相続人の住所において開始する。
相続回復請求権	47 BCD	第 884 条 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から20年を経過したときも、同様とする。
相続財産に関する費用	48 —	第 885 条 相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する。<例外>ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。> ② 前項の費用は、遺留分権利者が贈与の減殺によって得た財産をもって支弁することを要しない。

※ランク欄の四角囲み数字はCDのトラックナンバーです。

※A～Eのランクと資格試験の対応については10頁参照。

第2章 相続人

相続に関する胎児の権利能力	49 A B C	第886条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。 ② 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。
子及びその代襲者等の相続権	A C D E	第887条 被相続人の子は、相続人となる。 ② 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条〔相続人の欠格事由〕の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。〈例外 ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。〉 ③ 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条〔相続人の欠格事由〕の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。
第888条 削除		
直系尊属及び兄弟姉妹の相続権	A	第889条 次に掲げる者は、第887条〔子及びその代襲者等の相続権〕の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。 一 被相続人の直系尊属。〈例外 ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。〉 二 被相続人の兄弟姉妹